

■実施方針等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字 (英字)		
1	事業目的	1	1	(1)	ウ			「市では、平成28年に、～抜本的な経営改善に向けて歩みをはじめている。」とありますが、平成27年度より管渠等既存ストックの計画的保全管理の実施に向けた現状調査は完了していますでしょうか？まだである場合、現状とここまでの調査結果は開示可能でしょうか？	終末処理場・污水管きよの資産調査は、終了しています。調査結果の開示については、管きよテレビカメラ調査の動画等、膨大なデータ量になりますので、関係省庁と協議します。なお概要版については内閣府のHPにて、新年度に公表予定とのことですが、明確な時期は不明です。
2	事業目的	1	1	(1)	ウ			「こうした中、市は、～有効性を確認したところである。」とありますが、この評価書は開示可能でしょうか？	国土交通省総合政策局の「官民連携」サイトにて、調査報告書が公表されています。
3	事業方式	2	1	(1)	オ			「包括的民間委託等により選定された民間事業者等が、(中略)特別目的会社である事業者が一体的に管理運営する。」とあります。 包括的民間委託等により選定された民間事業者とは特別目的会社が選定した民間事業者なんでしょうか。 この民間事業者等への委託については、特別目的会社が3ページ上段に規定する第三者に委託として発注すると理解してよいでしょうか。	「選定された民間事業者が本事業の遂行を目的として設立する特別目的会社である事業者」が、公共施設等運営事業や包括的民間委託等の事業を一体的に管理運営するものとしています。
4	事業目的	2	1	(1)	オ			雨水ポンプ場や雨水管渠はなぜ性能発注ではないのでしょうか？	非常時の対応を踏まえると市としては性能発注はできないと考えており、現状と同じ仕様発注を行うものとしています。
5	事業方式	2	1	(1)	オ			それぞれの施設において公共施設等運営事業、委託、包括的民間委託がありますが、個別での契約となるのでしょうか。	募集要項公表時に示します。
6	事業方式	2	1	(1)	オ			下水道管渠(污水)とは枝線と幹線の両方を含むと考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	事業方式	2	1	(1)	オ			下水道管渠(污水)についての維持管理は「巡視・点検、清掃、修繕」とあります。「修繕」の定義について明確にお願いいたします。一般的にインフラマネジメントにおいて「改修」、「更新」、「長寿命化」等の類似語がありますので、明確にお願いします。	修繕については、要求水準書内で上限金額を示すことを考えており、具体としては軽微な補修と考えています。一方で改修以降の類似語については、運営事業内において実工事は含んでいないため、明確化は行いません。

■実施方針等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
8	事業方式	2	1	(1)	オ				下水道管渠(雨水)についての維持管理は「維持」とのみあります。「維持」とは具体的にどのような業務でしょうか。P5(エ)下水道管渠(雨水)の維持管理においては、計画的維持管理業務に「巡視・点検・調査業務、清掃業務、修繕業務」など記載があります。	具体については、要求水準書に添付する仕様書に示します。本内容については、仕様発注と考えています。
9	事業方式	2	1	(1)	オ				下水道管渠と終末処理場の対象事業が「経営、企画、維持管理」とされていますが、p.2～の「カ 事業範囲 (ア)公共施設等運営事業」に示される業務の全体が(区分と関係なく)「経営、企画、維持管理」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	事業範囲	3	1	(1)	カ				集落排水施設の管渠の維持管理が含まれていませんが、業務対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	事業範囲	3	1	(1)	カ	(ア)			各業務において「～計画関連業務」とあります。事業者は「～計画」の作成業務ではなく、「～計画」に付随または関連した業務を実施するのでしょうか。	計画の作成とその計画案に基づく実施後の計画の見直しが主な業務です。そのため改築や更新などの工事については運営権に含んでいませんが、経営改善を目的とした事業計画の立案・再考や調査などは含みます。
12	経営に関する業務	3	1	(1)	カ	(ア)	a		経営に関する業務については、事業者と市が協議した後、市内部での協議や市民への周知・意見聴取、また、県・国等との協議・申請、実施設計の変更等が必要となる場合が想定されます。その場合に、事業者としての業務範囲はどこまでなのか。	運営権者が行う事項(運営権事業として実施する事項)については、協議～実施設計まで含みます。ただし工事に掛かる変更については、本事業の対象外です。
13	経営に関する業務	3	1	(1)	カ	(ア)	a		(ア)公共施設等運営事業のa経営に関する業務について、(f)雨水ポンプ場ストックマネジメント、(g)雨水ポンプ場改築実施設計関連業務、(i)雨水管渠ストックマネジメントが含まれていますが、雨水施設は運営権の設定対象になるのでしょうか。ならない場合、これらの業務が(ア)に含まれるのには違和感があります。	雨水については、運営権対象外です。ただし委託事業との関係から、本事業については運営権対象外として実施内容に含みます。

■実施方針等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字 (英字)		
14	事業範囲	3	1	(1)	カ	(ア)	a (c)	全体計画、下水道事業計画、都市計画等計画関連業務について、運営権をもって業務を行うこととなります。これまでの準委任契約による委託執行よりも、権限・責任の範囲が広がるものと認識していますが、その範囲について、具体的に整理されていれば教えてください。	具体的には、法令の規定に係る業務（例えば事業計画の策定および高知県との協議の主体）、公の意思の形成に深く関わる業務（例えば全体計画区域の設定）、住民の権利義務に深く関わる業務（例えば予定処理区域の設定）、利害対立が激しく、公平な審査・判断が必要とされる業務（例えば処理場、ポンプ場位置の変更）等は、運営権をもって業務を行ったとしても、業務範囲外と考えています。
15	事業範囲	3	1	(1)	カ	(ア)	c	下水道管渠(汚水)と下水道管渠(雨水)との維持管理業務内容の相違を明確にしてください。	運営権者として実施する内容と、委託業務として実施する内容の違いがあると考えています。
16	事業範囲	3	1	(1)	カ	(ア)	c	P3にはストックマネジメント計画とP4(エ)下水道管渠(雨水)維持管理aは「維持管理計画」とあります。ストックマネジメント計画と維持管理計画とは違うものなのでしょうか。	P3に示すストックマネジメント計画とは、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-平成27年11月国土交通省水管理・国土保全局下水道部 国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部」を参考に、「持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための計画」を指します。一方、下水道管渠(雨水)「維持管理計画」とは主に上記ストックマネジメント計画を受け、日常的な維持管理計画を示すものです。
17	事業範囲	3	1	(1)	カ	(ア)	c	下水道管渠の改築・更新工事は業務範囲に含まれておらず、それが必要となった場合には、市より別途発注されるものと認識しますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	廃棄物の取り扱いについて	4	1	(1)	カ	(ア)	d (m)	「沈砂、しき、スカムの搬出」に発生汚泥の搬出は含まれておらず、発生汚泥の搬出・運搬は市より別途発注されるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	雨水ポンプ場の維持管理	4	1	(1)	カ	(ウ)		業務内容には雨水ポンプ場の「運転」が含まれていないように思われますが、別途、運転する方がいるのでしょうか。	市で実施するため、本事業範囲には含まれません。

■実施方針等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字 (英字)		
20	漁業集落排水処理施設の包括的民間委託	5	1	(1)	カ	(オ)		水質等の監視及び水質分析については、a浄化槽の維持管理に含まれているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	クリーンセンター等の包括的民間委託	5	1	(1)	カ	(カ)		クリーンセンター等の包括的民間委託の業務範囲には、設備の定期点検・修繕・補修等に関する業務は含まないとの理解でよろしいのでしょうか。	ご指摘のとおり、設備の定期点検・修繕・補修等に関する業務は含まれません。
22	クリーンセンター等の包括的民間委託	5	1	(1)	カ	(カ)		水質等の監視及び水質分析については、c管理業務に含まれているのでしょうか。	ご指摘のとおり、浸出水処理施設管理に関する業務は、「c管理業務」に含まれます。
23	事業範囲	5	1	(1)	カ	(カ)	d	「その他業務」とは具体的にどのようなものが想定されますか。	固定燃料化するごみの搬送支援、小学校等環境学習・施設見学、進入路の草刈り、直営で行っている「不法投棄ゴミ」回収にかかる積込の補助作業を想定しています。詳細は募集要項公表時に示します。
24	クリーンセンター等の包括的民間委託	5	1	(1)	カ	(カ)	d	その他業務とは、具体的にどのような業務が含まれるのでしょうか。	No. 23の質問回答をご参照ください。
25	任意事業	5	1	(1)	カ	(キ)		本事業用地及び施設において任意事業ができるとありますが、包括的民間委託対象施設においても任意事業が可能との解釈でよろしいのでしょうか。	雨水施設については、任意事業を提案することはできませんが、その他の機場である場合には可能と考えています。
26	任意事業について	5	1	(1)	カ	(キ)		任意事業について提案は必須ではないとありますが優先交渉権者選定にあたり評価対象となるのでしょうか。	審査委員会で検討して決定したものを募集要項公表時に示します。
27	本事業の事業期間	5	1	(1)	キ	(ア)		事業期間については20年間で確定しており、延長オプションは無いとの理解で良いのでしょうか？	延長オプションは想定していません。

■実施方針等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
28	事業期間	6	1	(1)	キ	(ア)			下水道(運営権設定対象外)、漁業集落排水、クリーンセンターは平成31年4月1日～平成36年3月末日までとなっています。5年毎の契約更新を行うという理解で良いでしょうか。	運営権設定対象以外の事業についての事業期間終了後の取扱いについては、募集要項公表時に示す予定です。
29	事業期間	5	1	(1)	キ	(ア)			事業期間について、クリーンセンターの事業期間は5年間ですが、事業期間の延長はお考えでしょうか。(クリーンセンター等の包括民間委託業務を担当する際の特別目的会社への出資判断としてご質問しました。)	No. 28の質問回答をご参照ください。
30	事業期間	6	1	(1)	キ	(ア)			下水道(運営権設定対象外)、漁業集落排水およびクリーンセンターの事業期間は、5年間になっていますが、平成51年3月末日まで5年毎に契約更新するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 28の質問回答をご参照ください。
31	運営権の存続期間	6	1	(1)	キ	(イ)			不可抗力による事業の中断があった場合でも、期間の延長は無いとの理解で良いでしょうか？	基本的にご理解のとおりですが、不可抗力の取扱いについては募集要項公表時に示すとおりとします。
32	運営権の存続期間	6	1	(1)	キ	(イ)			運営権の存続期間は、20年で消滅とありますが、20年後の運営権延長等は想定されていないと理解してよろしいでしょうか。	「(イ)運営権の存続期間」は、本事業に設定された運営権の消滅について示したものです。20年後の運営権の設定等については現段階では決まっていません。
33	譲渡対象資産	6	1	(1)	キ	(ウ)			「市は本事業の運営に必要な備品及び消耗品等の資産を事業者に譲渡」とありますが、譲渡価格や会計処理、事業終了日の扱い等はどのように考えるのでしょうか。	募集要項公表時に示します。
34	事業期間	6	1	(1)	キ	(エ)	b		「本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日～引き渡し」とあります。一方aにおいて運営権は本事業終了日に消滅するとしています。「本事業終了日からそれ以降の市が指定する日」までは、運営事業者は、運営権対象施設に対し、どのような権利を有し、どのような義務を負うのでしょうか。	基本的には本事業終了日における引継を想定していますが、引継の都合上、それ以降において引渡を行うことになった場合において、事業者に対して最小限の管理をお願いする趣旨です。

■実施方針等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字 (英字)		
35	事業期間	6	1	(1)	キ	(エ)	b	「市又市の指定する第三者は～時価にて買い取ることができる」とありますが、時価とは運営権消滅時点の価格を「さすのでしょうか。」	市又は市の指定する第三者と事業者との間で買取を合意した時点の価格を想定しています。詳細は募集要項公表時に示すとおりとします。
36	事業期間	6	1	(1)	キ	(エ)	b	「市又市の指定する第三者は～時価にて買い取ることができる」とありますが、時価の算定方法をお示ください。	時価の算定方法については、市又は市の指定する第三者との買取に向けた協議により決定するものですので、現段階では明示することはできません。
37	事業者の資産等	6	1	(1)	キ	(エ)	b	原状復旧義務は、市の了解を得ずに事業者が独自に用地・施設を改変・更新した場合に限られるとの解釈でよろしいでしょうか。(天変地異、経年変化には原状復旧義務は生じない)	ご理解のとおりです。
38	事業者の資産等	6	1	(1)	キ	(エ)	b	「市または市の指定する第三者は、必要と認めたものを時価にて買い取る」とありますが、時価の算出方法はどのようにするのでしょうか。また簿価との差額は、事業者が負うのでしょうか。	時価の算定方法については、市又は市の指定する第三者との買取に向けた協議により決定するものですので、現段階では明示することはできません。
39	使用料等及び利用料金	7	1	(1)	ク	(イ)		ここの使用料等の改定と、ケ(イ)aの利用料金設定割合の改定は、どちらも経済動向等勘案事項が同じですが、どちらの改定を申し出るかは事業者の任意という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者からの改定の申出を受けて、市が決定します。
40	利用料金の設定	7	1	(1)	ケ	(ア)		事業者は、利用料金を本対象地域における下水道の利用者から收受するとありますが、(ア)使用料及び利用料金の定義においては、使用者は市に支払うとなっています。市は、事業者を代行して使用料等を收受するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	利用料金設定割合	7	1	(1)	ケ	(ア)		利用料金設定割合は、現時点では想定されたものはなく、事業者の提案内容によって決定されるという理解でよろしいでしょうか。	事業開始時の利用料金設定割合については、募集要項公表時に示すとおりとします。

■実施方針等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
42	利用料金の設定	7	1	(1)	ケ	(ア)			「応募者が提案時に用いる利用料金設定割合は、市が募集要項公表時に示す」とありますが、市から示される割合は、即ち応募者が提示する割合の上限と捉えてよろしいでしょうか。	現段階では、利用料金設定割合についての提案は求めないことを想定しています。
43	利用料金設定割合の改定	7	1	(1)	ケ	(イ)			「1(1)ク(イ)に示す料金改定に伴う利用料金設定割合の改定」とありますが、この部分の解釈としては、「使用料等」が想定以上に減少した際にも、事業者に支払う利用料金を一定程度以上は確保する目的も含むものと解釈してよろしいでしょうか。	必要に応じて、それらの可能性も含めて、協議を行いたいと考えています。
44	下水道事業における利用料金の設定及び収受	8	1	(1)	ケ	(イ)	a		利用料金設定割合は必要な経費や利用料金の構成内容で決定されるにもかかわらず、改定に際し、「国内及び地域の経済動向、市の財政状況等」が勘案される必要があるのでしょうか。	基本的にはお考えのとおりですが、長期的には、地域の経済動向や市の財政状況によって下水道事業の運営も影響を受ける可能性があるため、それらの状況も勘案したいと考えています。
45	利用料金設定割合	8	1	(1)	ケ	(イ)	b	(b)	電力料金単価等の「等」とは、具体的に何でしょうか？	消耗品の費用や人件費などを想定しています。
46	利用料金設定割合の改定	8	1	(1)	ケ	(イ)	b		直近の利用料金設定割合の設定(改定時)から3年以内に、事業環境が著しく変化し、事業者の経営に著しい影響を及ぼす場合、設定割合の改定等について協議を行うとありますが、「設定割合の改定を行うものとし、その割合について協議を行う」に見直しは可能でしょうか。	現段階では、見直すことは想定していません。事業環境の変化内容を踏まえて、まず協議を行うことを想定しています。
47	下水道事業における利用料金の設定及び収受	8	1	(1)	ケ	(イ)	d		「その他市が必要と認められる場合」と同様の権利が運営事業者へ付保されない理由をお示しください。	この部分については、下水道管理者である市が行うことを想定しています。
48	公益	8	1	(1)	ケ	(イ)	d		「下水道事業全体の公益」には、市の負担する費用が著しく増減する場合も含まれるのでしょうか。	内容によりますが、含まれるものと考えています。

■実施方針等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字 (英字)		
49	利用料金収受代行	9	1	(1)	ケ	(エ)		「市は、徴収した利用料金を一定期間保管し、」とありますが、一定期間とはどれくらいでしょうか？	募集要項公表時に示します。
50	下水道事業における利用料金の設定及び収受	9	1	(1)	ケ	(エ)		「一定期間保管し」とありますが、一定期間とは何日くらいを想定されているのでしょうか。	募集要項公表時に示します。
51	料金収受代行業務	9	1	(1)	ケ	(エ)		「市は、徴収した利用料金を一定期間保管」とありますが、事業者として収入としての計上は市が徴収した時点になるのでしょうか、それとも市から事業者へ送金したタイミングとなるのでしょうか。	今後市から示す予定の契約書案等を踏まえて、民間事業者においてご判断いただくこととなります。
52	利用料金収受代行業務	9	1	(1)	ケ	(エ)		「市は、徴収した利用料金を一定期間保管し、事業者に送金する」とありますが、徴収から送金までの期間はどの程度になりますか。	現段階では、1ヶ月程度と考えています。
53	利用料金収受代行業務	9	1	(1)	ケ	(エ)		事業者と市が業務委託契約を締結することになりますが、平成30年8月の提出書類提出までに、市と金額交渉することは可能でしょうか。	事業開始時の委託金額については、募集要項公表時に示す金額とします。
54	下水道事業における利用料金の設定及び収受	9	1	(1)	ケ	(エ)		貴市が実施する利用料金収受代行業務は有償でしょうか、無償でしょうか。	有償となります。
55	下水道事業における利用料金の設定及び収受	9	1	(1)	ケ	(オ)		引き当てるとありますが、違約金相当額をまずは市が保管すると言う意でしょうか。	市の徴収時期と、市から事業者への送金時期にはずれが生じるため、その間は市が保管することになります。その際に、要求水準違反金等の支払が重なる場合には、それに引き当てる可能性があることを示したものです。
56	利用料金の引き当て	9	1	(1)	ケ	(オ)		「市は、保管した利用料金を引き当て」とありますが、事業者としては担保提供することになるのでしょうか。	No55の質問回答をご参照ください。

■実施方針等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
57	下水道事業における利用料金の設定及び収受	9	1	(1)	ケ	(カ)			債権の回収方法については運営事業者の任意であると考えてよいでしょうか。	民法等の法令を遵守した上で、事業者の任意とする予定です。
58	下水道事業における利用料金の設定及び収受	9	1	(1)	ケ	(カ)			債権の回収手続きは民法上の手続き以外は行使できないという意でしょうか。民法に限定する理由をお示しください。	No57の質問回答をご参照ください。
59	利用料金の未納者対応	9	1	(1)	ケ	(カ)			下水道の接続義務が課せられたままで、水道料金と同様の民事契約による利用料徴収がなされることになると思いますが、この場合、水道の給水契約と同様の個別契約を運営権者と利用者が締結する必要があるようにも感じられます。接続義務と利用料金の賦課関係は下水道条例で担保される予定であり、利用者との個別契約は不要になるものと解釈してよろしいでしょうか。(利用料金の法解釈)	利用料金については、須崎市公共下水道条例で定める予定です。
60	公共下水道等運営事業	9	1	(1)	コ	(ア)			「事業者は、下水道事業の公共施設等運営事業に係る費用の一部を負担し(後略)」とありますが、この負担する内容は何か。	各種計画関連業務等を想定しています。
61	公共施設等運営事業	9	1	(1)	コ	(ア)			市が負担する費用とは具体的にはどのようなものでしょうか。利用料金設定割合に反映することはできないのでしょうか？	各種計画関連業務等を想定しています。利用料金設定割合で反映することができない部分を市が負担することを想定しています。
62	公共施設等運営事業	9	1	(1)	コ	(ア)			運営権者が負担する費用の一部は、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示する、とありますが、入札の審査項目となる、ということでしょうか？また基準(最低額など)は募集要項に記載される予定ですか？	審査基準については審査委員会で検討して決定したものを募集要項公表時に示します。
63	公共施設等運営事業	9	1	(1)	コ	(ア)			汚水管渠の維持管理修繕事業は、都度電子入札等を行い十分な競争市場を確保するシステム構築は済んでいますでしょうか。	電子入札等のシステムは、未整備です。

■実施方針等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
64	公共施設等運営事業	9	1	(1)	コ	(ア)			クリーンセンターの内、浸出水処理場を有しているものがありますが、DOC規制強化、窒素規制強化、周辺企業からの新規有害物質混入可能性に関するヒアリング等、将来対応を盛り込んだ中長期計画は存在しますでしょうか？	将来対応を盛り込んだ中長期計画は、存在しません。
65	事業の費用負担	9	1	(1)	コ				利用料金ならびに各種サービス購入料の支払は月次で支払われる理解でよろしいでしょうか。	現段階では、月次又は四半期毎の支払を想定しています。
66	事業の費用負担	9	1	(1)	コ	(ア)			支払い金額は優先交渉権選定時に民間事業者が提示した金額とありますが、支払方法はどのようになっているのでしょうか。	No. 65の質問回答をご参照ください。
67	事業の費用負担	9	1	(1)	コ	(ア)			優先交渉権者選定時に民間事業者が提示する金額には上限額は設定されるのでしょうか。	民間事業者が提示する金額に対する評価については、募集要項公表時に示します。
68	事業の費用負担	10	1	(1)	サ			b	事業者譲渡対象資産は有償、無償のいずれでしょうか。有償の場合、運営権対価とは別に運営事業者が貴市に譲渡資産対価を支払うという理解でよいでしょうか。	無償を想定しています。
69	市から事業者への職員の派遣	10	1	(1)	シ				市職員の退職派遣について、平成30年8月の提出書類提出までに、市と交渉することは可能でしょうか。	交渉することは可能です。
70	選定結果の公表	11	1	(2)	イ				応募者が提出した提案書の扱い(情報開示)に関して教えてください。	情報開示請求のあった場合、須崎市情報公開条例及びその施行規則の定めに従い開示する。
71	募集及び選定の方法	12	2	(1)					本事業への参加表明が1社(または1グループ)の場合でも、事業者選定手続きは継続されるとの理解でよろしいでしょうか。	参加表明が1社の場合には事業者選定手続きを中止する可能性もあります。募集要項公表時に示します。

■実施方針等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
72	募集及び選定スケジュール	12	2	(2)					事業契約締結から事業開始まで3ヶ月程度しかありませんが、その間での引継ぎ、瑕疵調査は完了できないと思われます。スケジュールの再検討予定はありますか。P18「瑕疵担保責任において「業務の引継ぎに必要となる6月」の記載もあります。	募集及び選定スケジュールについては再検討する予定です。詳細は市のホームページで公表します。
73	応募者の構成	13	2	(3)	ア	(エ)			「コンソーシアム構成員は、事業者に出資して、」とありますが、事業者に出資しない協力企業としてコンソーシアムに参加することは可能でしょうか。	コンソーシアム構成員は事業者に出資する必要があります。
74	応募企業、コンソーシアム構成員全員に共通の参加資格	13	2	(3)	イ	(エ)			コンソーシアム構成員の1者が、平成30・31年度競争入札参加資格において、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品購入等(製造を含む)の3業種のうちいずれか1業種の入札参加資格を有していれば良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	任意事業に関する予備的審査の実施	16	2	(4)	キ				提案概要書の提出時期はP12のスケジュールではどの時期を予定しているのでしょうか。	競争的対話の実施時期を想定しています。詳細は、募集要項公表時に示します。
76	任意事業に関する予備的審査の実施	16	2	(4)	キ				「参加資格審査終了後、任意事業に関する提案概要書を市に提出」とありますが、平成30年8月の提出書類提出よりも前に提出し、また実施可否の判断も平成30年8月の提出書類提出よりも前になされるという解釈でよろしいでしょうか。	競争的対話の実施時期を想定しています。詳細は、募集要項公表時に示します。
77	特別目的会社の設立	16	2	(5)	イ				資本金の額について制約はありますか。	制約はありません。事業者の提案によります。
78	事業者譲渡対象資産の譲渡	17	2	(5)	オ				事業者譲渡対象資産について、現時点で具体的に想定されている資産をご教示願います。	募集要項公表時に示します。

■実施方針等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
79	運営権の無償譲渡	18	3	(1)	ア				「不可抗力により市及び事業者が生じた損害は各自が負担」とありますが、その時点以降に予定する収益を原資とした支払済運営権対価がある場合、これは返還されますか。	募集要項公表時に示します。
80	瑕疵担保責任	18	3	(1)	イ				期間が6ヶ月となっておりますが、季節性を考慮して12か月を提案することは可能でしょうか？	原案のとおりとします。
81	国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更	19	3	(1)	ウ				公共施設等運営事業者のみに適用される法令変更については、市の負担と再検討いただく余地はありますか。	原案のとおりとします。
82	保険	20	3	(3)					「市が定める基準以上」とありますが、具体的な基準を教えてください。	市が定める保険については募集要項公表時に示します。
83	株式の新規発行及び処分	20	3	(4)	イ				「新規発行及び処分については一定の制限」とありますが、事業者の資金調達目的としての新規発行等については該当しないと理解してよろしいでしょうか。	本議決権株式について制限を課すものであり、無議決権株式等については該当しないものとします。
84	疑義が生じた場合の措置 (契約の優先順位)	26	5	(2)					事業契約に定めがない場合、または契約詳細を規程する場合、契約書に付随する文書が複数存在する状態になることが予測されます。その際、同契約を構成する文書・図書名の優先順位を規程できる条項を、予め定義しておくべきと考えます。	ご意見として承ります。
85	金融機関と市との協議	29	6	(2)					市が金融機関と直接協定とありますが、市が債務保証される可能性があるとの認識でよろしいでしょうか。	市が債務保証を行う予定はありません。
86	情報提供	32	8	(3)	イ				情報提供はホームページを通じて行うとありますが、会計決算書等が公開されるものと考えてよろしいでしょうか。	ここでいう「情報提供」とは、事業者選定までの過程のことを示しているため、その後については別途協議となります。

■実施方針等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
87	リスク分担表	33	別1						「経営の自由度」という文言が散見されますが、「経営の自由度」の定義をお示しください。	運営権者は、計画業務の実施時期や頻度などを適宜事業の進捗に併せて変更することが可能であります。例えば、市の特性を踏まえた事業計画の立案を早期から実施した場合、経営を優位に進めることが可能になると考えています。
88	リスク分担表	33	別1	2					法令変更において、事業は適用外で「事業者」のみ適用される法令変更とは、具体的にどのようなものが想定されているのでしょうか。	運営権対象外の雨水に掛かる法令変更などが想定しています。
89	リスク分担表(案)	33	別1	7					「事業者が行う維持管理に起因して・・・物理的破損、事業期間の変更等」について、住民の反対運動により施設(市の資産)の破壊行為が発生した場合は、維持管理業務の帰責範囲を超え、住民の過剰な反対運動が問われる(器物損壊罪)のではないのでしょうか。	事業者が行う維持管理に起因して発生するものなので、市と事業者との間のリスク分担では、基本的には事業者負担としているものです。
90	リスク分担表(案)	34	別1	10					物価変動において、「一定の範囲」については、今後具体的な範囲が示されるものと考えてよろしいでしょうか。また提示時期はいつになりますか。	募集要項公表時に示します。
91	リスク分担表	34	別1	17					リスク分類に「締未」記載があります。誤植と思料されますので、正式な文言をお示しください。	「契約の未締結、遅延」となります。
92	リスク分担表	35	別1	20					既存施設の瑕疵リスクにおいて、備考に「事業者が既設管劣化の調査を行った結果」とありますが、貴市にて募集要項公表時に既設管調査結果は公表されないのでしょうか。	昨年度に行った調査結果は、提示する予定です。
93	リスク分担表(案)	35	別1	20					既存施設の瑕疵リスクにおいて、既設管の劣化状況が悪く使用不可能となった場合に事業者側が負うべきリスク範囲について、具体的な事例を教えてください。	具体的には、既設管の劣化状況が悪く一定期間使用不可能となった場合、その期間、発生するはずの利用料金収入が減ることなどを想定しています。

■実施方針等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字 (英字)		
94	リスク分担表	35	別1	21				測量・調査において地中埋設物が発見された場合、事業者も費用負担が想定されています。再考願えないでしょうか。	今回、新たな建設については事業範囲外を想定しています。しかし運営権者側で実施したいと考える建設については協議によりますが承諾をする予定です。その場合のリスクであり、現在のままと考えます。
95	リスク分担表	35	別1	22				計画・設計・仕様変更の備考において「道路の拡張～通常予測されるもの」との記載があります。この予測とは、提案時に可能な予測と考えて良いでしょうか。	現在、新たな建設を求める予定はないため、市から提示する資料はありませんが、事業者側から提案を行うものについては、提案時に予測の範囲において提示をしてください。
96	リスク分担表(案)	35	別1	25				需要の変動において、「あらかじめ想定された範囲」については、今後具体的な範囲が示されるものと考えてよろしいでしょうか。また提示時期はいつになりますか。	ご理解のとおりです。
97	リスク分担表(案)	36	別1	28				電力において、「バックアップ」とは具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。	現時点では、処理場機能が停止後、管内貯留が可能ですので、それをバックアップと考えています。
98	リスク分担表	36	別1	37				リスク分類に「リス瑕疵等の」記載があります。誤植と史料されますので、正式な文言をお示しください。	「施設等の瑕疵リスク」となります。
99	リスク分担表(案)	37	別1	38				設備系の瑕疵において、「一定期間」とは具体的に、事業開始からどの程度の期間となるか教えてください。(設備ごとに異なると思いますが。)	ご指摘のとおり、設備ごとに異なると思いますが、概ね3年程度と考えています。
100	リスク分担表	37	別1	38				設備系の瑕疵にて「(一定期間内)」との記載があります。一定期間内とは何日くらいを想定しているのでしょうか。	NO.99の質問回答をご参照ください。
101	リスク分担表	37	別1	39				リスクの種類に「施設」と「施設系」があります。違いを教えてください。	施設系に統一します。

■実施方針等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
102	リスク分担表	37	別1	39					施設系の損傷にて、第三者による施設の損傷は事業者負担となっておりますが、これは事業者が第三者にかわり費用負担義務を負うという意では無いと考えて良いでしょうか。	本内容は、工事は運営権者が実施しない場合においても、その工事を別発注(市)で行う場合に監督責任は運営権者にあることを示しています。そのため善管注意義務を怠っていた場合には、相応の負担が発生すると考えています。
103	リスク分担表(案)	37	別1	41					備考欄について、「あらかじめ想定される事故」は発生しないように対策を施すことが可能となるため発生は想定できないと思います。このうえ「想定される件数・頻度の事故」とは、どのような定義になりますか。	現時点では、過去の履歴では発生していないため0件です。
104	リスク分担表	37	別1	41					施設の瑕疵において、備考に「～施設(管路等)について、開示される情報～」と記載があります。募集要項時にどのような施設情報が開示されるのでしょうか。	汚水の下水道管路施設、マンホール、取付管のTVカメラ調査結果、処理場施設の調査点検結果、耐震診断結果等の情報を開示する予定です。
105	リスク分担表(案)	37	別1	41					施設系の瑕疵において、「一定期間」とは具体的に、事業開始からどの程度の期間となるか教えてください。(施設の種別で異なると思いますが。)	ご指摘のとおり、設備ごとに異なると思いますが、概ね3年程度と考えています。
106	民間提案 インセンティブ								6条提案を行った事業者へのインセンティブは付与されますか。	募集要項公表時に示します。